

ISSN 1883-2911

紀 要

第 9 号

2017年



東京聖栄大学

資料

中国における農産物流通システム関連の法律と通達

藤島廣二、楊岩・・・ 1

再録 報文

日本食生活学会誌 27巻1号40～48 (2016)

低タンパク質摂取時のFischer系雌ラットの腎臓石灰化に及ぼす
飼料中リン量および脂肪量の影響について

大塚静子、青山美子、渡辺修弘、梶原智子、阿左美章治、北野隆雄・・・ 13

再録 口頭発表

日本食生活学会 第53回大会 (平成28年11月26日)

速醸法による黒大豆を用いた豆味噌の抗酸化活性について

片山佳子、松谷栄里、栗林早紀・・・ 14

再録 口頭発表

日本ナサニエル・ホーソーン協会 第34回全国大会

Blasphemies to Be Veiled: The Veiled Theme Conveyed from “The Minister’s Black Veil” to Moby-Dick
Maki Ueshiba・・・ 15

再録 口頭発表

日本食生活学会 第52回大会 (平成28年6月4日)

速醸法による黒大豆を用いた豆味噌の性状について

片山佳子、栗林早紀、松谷栄里・・・ 16

再録 ポスター発表

日本家政学会 第68回大会

ネーム (タイ発酵ソーセージ) の調製方法の検討

荒木裕子、山本直子、石垣貴志、関川歩美、丸井正樹・・・ 16

再録 ポスター発表

日本家政学会 第68回大会 (平成28年5月29日)

落花生薄皮茶の抗酸化活性について

片山佳子、外山剛之・・・ 17

再録 ポスター発表

日本調理科学会 平成28年度大会 (平成28年8月29日)

イチゴジャムの退色と抗酸化活性について

片山佳子、米尾香澄・・・ 17

再録ポスター発表

The 13th International Congress on Obesity

Acute Effects Of Monounsaturated (oleic Acid) And Saturated (palmitic Acid) Dietary Fats On 24hour
Energy Metabolism

Katsuhiko Yajima, Kaito Iwayama, Insung Park, Akira Ando, Ayane Ogawa, Hitomi Ogata,
Kumpei Tokuyama・・・ 18

中国における農産物流通システム関連の法律と通達

藤島廣二* 楊岩**

The Laws and Notices relative to the Marketing System of Agricultural Products in China

Hiroji FUJISHIMA* Yan YANG**

The aim of this report is to show the laws and notices relative to the marketing system of agricultural products in China.

Because the marketing system has been changing nationally in China, it is very important to grasp the real sense of the central government's ideas which are in the laws and notices. This time we take two national laws and one notice.

(Received August 31, 2016; Accepted December 1, 2016)

緒言

中国では近年、穀物の生産が減少する一方、野菜や果実の生産が増加するなど、農業生産面で大きな変化が進んでいるが、流通面においても様々な改革・改善が進められている。特に生鮮品については流通段階における腐敗等の損耗率が高いことから、流通システムの改革・改善は急務と言われている。ちなみに、野菜の場合、その損耗率は3割前後にのぼるとのことであるが、数量に換算すると、驚くことに日本の国内生産量の20倍近い2億トンを超に達する。それゆえ、当然、中国の流通システムの改革・改善は国内だけではなく、輸出入にも大きな影響を与えることになる。当然、日本もその改革・改善を注視する必要がある。

しかし、中国においても日本と同様、流通システムのあり方に関する考えは一樣ではなく、異なる意見・見解が少なくない。それゆえ、同システムの改革・改善の方向を見極めることは決して容易ではない。

その方向をより正確に把握するためには、改革・改善にかかわる法律等を分析すると共に、実際の改革・改善活動も調査するなど、地道な活動を継続することが求め

られよう。

そこで今回、そうした活動の一環として、生鮮農産物流通に焦点を当てながら、以下に記す2つの農産物流通関連法律と1つの通達文の翻訳をおこなった。

法律1：農業部全国「菜藍子プロジェクト」認定生鮮農産品中央卸売市場管理規則

法律2：農業部認定市場管理規則

通達：生鮮農産物の流通システム構築強化に関する中国国務院弁公庁の意見

なお、本報告資料では、読者の方々に訳文の妥当性等を検討していただけるように、訳文（日本語）と共に原文（中国語）も掲載した。

いずれにしても、本報告資料を通してより多くの方々に中国の農産物流通システムに興味を持っていただき、多くのご意見をいただけるならば、さらには我々が進めている中国農水産物流通研究に参加していただけることになれば望外の喜びである。

Keywords: law, notice, marketing system, agricultural product, China

* 東京聖栄大学健康栄養学部

** (株)食品・農水産物流通研究所

I 農産物流通システムに関する法律

1. 農業部全国「菜藍子プロジェクト」認定 生鮮農産品中央卸売市場管理規則

第1章総則

第1条 全国「菜藍子プロジェクト」の構築を促進し、卸売市場を中核とした生鮮農産品市場体系の確立を推進し、安定した需給関係を確保し、マクロコントロールを強化するために本規則を制定した。

第2条 本規則で称する「菜藍子プロジェクト」認定生鮮農産品中央卸売市場（以下、認定市場と省略する）とは全国あるいは地域に影響力があり、耕作面積と取引規模が大きく、整備された取引システムと関連施設を有し、しかも、農業部が許可、認定した市場のことを指す。

第3条 認定市場の設置地域は主に北京、天津、上海等の大都市に集中する。一部の省都都市は地域経済中心である新たな都市となり、全国「菜藍子プロジェクト」の供給地域になる可能性がある。

第4条 本規則は正式手続きをもって申請する生鮮農産品卸売市場とすでに農業部により認定市場として名乗ることを許可された市場に適用する。

第2章 申請条件

第5条 「“九五” 「菜藍子プロジェクト」全国生鮮農産品卸売市場建設計画」と「中国水産物卸売市場発展計画」が規定する市場建設と発展配置に関する規則に合致し、さらに以下の条件を満たす大型生鮮農産品卸売市場は認定市場としての資格を申請できる。

消費地市場（総合卸売市場と専門卸売市場を含む）：

市場が非農業人口 100 万人以上の都市にあり、その市場における主要な産品の年間取引量が当地域の産品販売量の 1/3 以上で、かつ、完備された市場取引システムと関連施設を有する市場を指す。

産地市場：市場が全国あるいは特定地域に流通する生鮮農産物を生産する地域にあり、かつ、他地域より優れた立地条件と良好な交通輸送インフラを有する地域に立地する市場を指す。

（一）野菜卸売市場：市場所在地域の野菜栽培面積が 30 万ムー以上あり、その市場における年間取引量が当地域の野菜生産量の 2/3 以上ある市場。

（二）青果物卸売市場：市場所在地域の果樹栽培面積が 10 万ムー以上あり、その市場における年間取引量が当地域の果樹生産量の 2/3 以上ある市場。

（三）家畜卸売市場：市場における年間取引量が当地域

に畜産品生産量の 1/2 以上ある市場。

（四）水産物卸売市場：市場が全国の主要な漁港あるいは淡水水産物の主要な産地に所在し、市場における水産品の年間取引量が 10 万トン以上ある市場。

他の生鮮農産品卸売市場については上述の規則に従う。

第6条 市場用地の選定と、市場の建設は国家と地方政府が公布した農産物卸売市場建設計画及び関連政策法規を満たす。

第7条 市場は完備された取引システムと管理規則を有し、市場取引の秩序が良好であり、規範に従い市場を運営すること。

第8条 市場が正式に運営を開始してから一年以上を経ていること。

第3章 申請、審査手続き

第9条 認定市場の申請手続き

認定市場の申請をするためには、当地域の政府と省レベルの農業、畜産、水産、開墾等の主管部門に申請書を提出しなければならない。

消費地卸売市場：当地域の市レベル以上の人民政府を経由して、農業部に対して推薦、申請しなければならない。同時に省レベルの農業、畜産、水産、開墾等の主管部門にも申請書を提出する。

産地卸売市場：当地域の市レベル以上の人民政府と省レベルの農業、畜産、水産、開墾等の主管部門が共同して、農業部に対して推薦、申請しなければならない。

第10条 認定市場の審査手続き

農業部は地方人民政府と省レベルの農業、畜産、水産、開墾等の主管部門の推薦に基づき、考察を行い、評議審査の後、認定市場としての許可を与える。

第4章 認定市場への支援

第11条 市場の建設と発展に対する需要に応じて、市場の発展と運営に有効な規範、政策を策定、実施する。

第12条 国内、外国に関する投資、国のプロジェクト融資等の面において、認定市場を支持する。

第13条 認定市場と全国の重要な生鮮農産品生産、加工基地が安定した供給関係を構築することを支援する。

第14条 農業部全国「菜藍子プロジェクト」卸売市場情報ネットワークに優先的に認定市場を加入させる。市場の運営と発展に関する政策と供給状況動態についての情報を適宜提供する。

第15条 認定市場の建設、発展、運営管理に対する指導とコンサルティングを行い、市場の運営規則と健全な管理制度の制定を支援する。

第16条 定期的に市場の管理職に対して、集中育成講座を開催し、また、視察、見学、交流を行い、農業部全国「菜藍子プロジェクト」事務局の開催する座談会への参加を促す。

第5章 認定市場の責任負担

第17条 統一した規定に基づき、農業部が授与した「菜藍子プロジェクト」認定生鮮農産物中央卸売市場」の許可証を掲示する。

第18条 農業部の管理、業務指導を受ける。

第19条 規定時間に従って農業部全国「菜藍子プロジェクト」事務局に対して四半期と年度の市場運営状況を報告する。

第20条 市場の管理機構の変更、あるいは法定代表人の変更の場合には、適宜農業部全国「菜藍子プロジェクト」事務局に報告しなければならない。

第6章 審査評価

第21条 認定市場は二年ごとに全面的に審査、評価を受け、認定市場資格を満たさない場合には認定市場資格が取り消される。

第22条 定期的に運営状況の良い認定市場及びその市場管理人員を奨励する。

(出所：農業部情報農弁総 [1996] 91号)

农业部全国“菜篮子工程”定点鲜活农产品 中心批发市场管理办法

第一章 总则

第一条 为推动全国“菜篮子工程”建设，促进以批发市场为中心的鲜活农产品市场体系建设，建立稳定的产销联系，加强宏观调控，特制定本办法。

第二条 本办法所称“菜篮子工程”定点鲜活农产品中心批发市场（以下简称定点市场）是指：具有全国性或区域性影响、占地规模和交易规模较大、具有较为完备的交易和辅助设施，并经农业部批准命名的定点市场。

第三条 定点市场的区域布局主要集中于：北京、天津、上海等特大城市，部分省会城市，有可能发展成为区域经济中心的新兴城市和全国“菜篮子”产品主产区。

第四条 本办法适用于正式申报定点的鲜活农产品批发市场和已被农业部批准命名的定点市场。

第二章 申报条件

第五条 凡是符合《“九五”“菜篮子工程”全国鲜活农产品批发市场建设规划》和《中国水产品批发市场发展规划》规定的市场建设和发展布局原则，并符合以下条件的大型鲜活农产品批发市场，均可申报定点市场。

销地市场（包括综合性批发市场和专业性批发市场）：

市场所在城市的非农业人口在100万以上，市场主营产品年交易量占当地此类产品销售总量的1/3以上，具有较为完备的市场交易及辅助设施。

产地市场：

市场位于全国性或区域性鲜活农产品主产区，并具有优越的地理位置和良好的交通运输条件。

（一）蔬菜批发市场：市场所在地蔬菜播种面积达到30万亩以上，市场年交易量占当地蔬菜生产量的2/3以上；

（二）水果批发市场：市场所在地水果种植面积达到10万亩以上，市场年交易量占当地水果生产量的2/3以上；

（三）畜禽批发市场：市场年交易量占当地畜产品生产量的1/2以上；

（四）水产品批发市场：市场所在地属于全国重要渔港或淡水产品主产区，市场年交易水产品数量10万吨以上。

其他鲜活农产品市场参照上述原则执行。

第六条 市场选址、建设符合国家和地方政府颁布的农产品批发市场建设规划及有关政策法规。

第七条 具有较完备的市场交易规则和管理办法，市场交易秩序良好，市场运行较为规范。

第八条 市场正式运营一年以上。

第三章 申报、审批程序

第九条 定点市场的申报程序

申报定点市场，须向当地政府和省级农业、畜牧、水产、农垦等主管部门提出申请报告。

销地市场：须经市场所在地地市级以上人民政府推荐上报农业部，同时对口抄报省级农业、畜牧、水产、农垦等主管部门。

产地市场：须经市场所在地地市级以上人民政府和省级农业、畜牧、水产、农垦等主管部门共同推荐上报农业部。

第十条 定点市场的审批程序

农业部根据地方政府和省级农业、畜牧、水产、农垦等主管部门的推荐，经过考察、评审后，批准命名定点市场。

第四章 对定点市场的扶持

第十一条 根据市场建设和发展的需要，制定和实施有利于市场发展和运营规范的政策。

第十二条 在衔接国内外投资、立项争取国家政策性贷款等方面，对定点市场予以支持。

第十三条 帮助定点市场与全国重点鲜活农产品生产、加工基地建立稳定的产销联系。

第十四条 优先吸收定点市场加入农业部全国菜篮子产品批发市场信息网，及时提供有关市场运营和发展的政策、产销动态信息。

第十五条 对市场的建设发展和营运管理给予指导和咨询，帮助制定市场运行规则，健全管理制度。

第十六条 定期组织各级市场管理人员集中培训，组织考察、交流活动，约请参加农业部全国菜篮子工程办公室召开的座谈会。

第五章 定点市场承担的责任

第十七条 按照统一规定，悬挂农业部颁发的“‘菜篮子工程’定点鲜活农产品中心批发市场”标牌。

第十八条 接受农业部的管理和业务指导。

第十九条 按照规定的时间，向农业部全国菜篮子工程办公室报告季度和年度市场运营情况。包括：各类商品的成交量、成交额、成交价格，以及市场运营中的新情况、新问题。

第二十条 市场管理机构发生变化或变更法定代表人，须及时向农业部全国菜篮子工程办公室报告。

第六章 考核评估

第二十一条 对定点市场每两年进行一次全面考核和评估，对于不符合定点市场资格的市场，撤销其“定点市场”的名义。

第二十二条 定期表彰运营状况良好的市场和市场经理人员。

(摘自农业部文件农办综[1996]91号)

2. 農業部認定市場管理規則

第1章 総則

第1条 農業部認定市場管理を強化し、認定市場の模範役割を果たすために本規則を制定した。

第2条 本規則で称する農業部認定市場（以下、認定市場と省略する）とは全国あるいは地域に影響力があり、敷地面積と取引規模が大きく、完備された取引システム及び関連施設を有し、しかも、農業部が許可、認定した大中型農産物卸売市場と農業資材卸売市場のことを指す。

第3条 本規則は申請する農業部認定農産物卸売市場、農業資材卸売市場と農業部により認定市場として名乗ることを許可された市場に適用する。

第2章 申請条件

第4条 農業部認定市場の申請と管理は“自主申請、審査認定、リアル管理”という規則に従う。

第5条 農業部認定市場の申請は以下のような条件を満たすべきである。

(一) 農産物卸売市場：

1、消費地卸売市場：市場の立地条件は非農業人口50万人以上の都市にあり、その市場における取り扱った農産物が主に当地域の都市部と農村部の住民の需要を満たし、また年間年間取引金額が東部地域では8億元以上、中部地域では6億元以上、西部地域では4億元以上で、かつ、完備された市場取引場所、品質検査システム、状況提供、安全管理、ごみ処理等関連施設を有する市場を指す。

2、産地卸売市場：市場が全国あるいは特定地域に流通する生鮮農産物を生産する地域にあり、良好な交通輸送インフラを有し、かつ、年間取引金額が東部地域では2億元以上、中部地域では1.5億元以上、西部地域では1億元以上ある市場。

(1) 野菜卸売市場：市場所在地域の野菜栽培面積が30万ムー以上あり、その市場における年間取引量が当地域の野菜生産量の1/3以上ある市場。

(2) 青果物卸売市場：市場所在地域の青果物栽培面積が30万ムー以上あり、その市場における年間取引量が当地域の青果物生産量の2/3以上ある市場。

(3) 家畜卸売市場：市場所在地域の年間肉類あるいは家畜養殖量が10トン以上あり、その市場における年間取引量が当地域の家畜生産量の1/3以上ある市場。

(4) 水産物卸売市場：市場が全国の重要な漁港あるいは淡水水産物の主要な産地に所在し、その市場における年間取引量が10万ドン以上、年間取引が当地域の水産物生産量の1/3以上ある市場。他の農産物卸売市場開設については上述の規則に従う。

3、農産物卸売市場が農産物品質安全性に関して自主検査機構、あるいは、第三者による検査機構を設けるべきであり、市場における販売する農産物の安全に対して、抜き取り検査を行い、自主検査の場合には検査人員を手配する。抜き取り検査を日常業務として、確実にその役割を果たす。

4、市場が完備された農産物品質安全に関する管理制度を有し、市場参入許可制度、トレーサビリティ制度、自主検査精度、検査結果公表制度と報告制度、条件を満たさない農産物の処分制度があり、市場内における取引する農産物経営者及び農産物に対して厳格な市場アクセスと退去の制度を行う。同時に、市場は農産物の品質と安全に対する監視、管理する専門職員を手配し、上述各制度を実行することを監督する。

(二) 農業資材市場：

1、市場面積、通年に市場内の経営者はある程度の規模と数量を有し、その市場における年間取引金額が1億円以上ある市場。

2、市場が完備された内部管理規定制度と品質管理制度及びコントロール制度があり、農業資材経営者及び農業資材に関して厳格な市場アクセスと退去制度を有する市場。

3、市場における安定な農業資材経営者があり、各種の手続きを揃え、農業資材経営にかかわる職員が専門知識と技術を持ち、仕入台帳と販売台帳の整備、保管する仕入台帳と販売台帳を提示し、経営行為が法律、規範を遵守する市場。

(三) 農産市場が正式に運営を開始してから一年以上、農業資材市場が正式に運営を開始してから二年以上を経て、かつ、経営業績と社会信頼度が良好であり、重大な農産物安全事故と農業資材の品質のトラブルを発生したことがない市場。

(四) 市場の立地は国と地方政府が規定した計画と関連政策、法律に従い、交通便利、物流、輸送業務のインフラ整備の条件を満たす。

(五) 市場は独立な法人資格を持って、市場の資産と権利を明確し、市場用地の手続きを揃えて、管理機構を健全し、市場運営を規範し、市場取引の秩序が良好である。

第3章 申請許可手続き

第6条 農業部認定市場の申請をするためには、当地域が所在する県(市、区)農業主管部門に申請を提出し、かつ以下のような資料を提出する。

(1) 申請報告。市場建設の関連背景、市場の基本状況(市場名称、法人代表、市場敷地面積、運営時間等)、市場投資規模、主要な施設、経営範囲、農産物品質完全監視管理制度の建設及び運営状況、前年度の取引額、産地市場の率先力等。

(2) 営業証明書及び市場法定代表者の身分証明書コ

ピー。

(3) 市場建設用地の土地所有権証明書あるいは賃貸契約書コピー

(4) 市場の副社長以上の役員名簿及び身分証明書。

(5) 内部管理規程制度及びそのコピー

(6) 農産物卸売市場自主検査機構の証明書あるいは委託検査契約書及び三か月以内の検査記録、自主検査機構の場合に検査人員の名簿を提出しなければならない。

(7) 他の必要な説明資料の追加

第7条 市場が所在する県(市、区)農業行政主管部門は市場の申請報告を受けてから、市場が提出した資料を審査し、かつ市場施設と経営状況に関して現地考察を行い、審査意見を提出する(認定農業資材市場申請の場合に、工商行政管理部门と共同して審査意見を提出しなければならない)。申請条件を満たした市場を省レベル農業行政主管部門に推薦、報告する。

第8条 省レベル農業行政主管部門が県(市、区)農業行政主管部門の推薦報告書を受けてから、認定市場を申請した市場の関連状況に関して現地考察を行う(認定農業資材市場申請の場合に当地域の工商行政管理部门と共同して現地考察を行わなければならない)、かつ申請条件を満たした市場を農業部に対して推薦、報告する。

第9条 農業部は省レベル農業行政主管部門の推薦に基づき、申請資料の審査を行い、申請資料の不明点の市場に対して現地審査を行う。現地審査の後、基本な条件を満たした農業部仮認定市場として7日間農業部ホームページにて掲載、公示する。公示内容が正確であれば農業部が授与した認定市場の許可証を掲示する。

第4章 認定市場への支援

第10条 農業部と省レベル農業行政主管部門は認定市場運営の指導を強化し、市場の建設と発展に対する需要に応じて市場の発展と運営に有効な規範、政策を策定することを促進する。

第11条 農業部と省レベル農業行政主管部門は積極的に国家政策投資と融資を獲得し、認定市場の建設と発展を支援する。

第12条 農業部は認定市場への情報サービスを強化し、迅速に市場価格、市場運営と発展の政策、生産と消費との動態状況を提供し、認定市場間の情報伝達と交流を促進する。認定市場が市場の変化に応じる能力を高めることを支援する。

第13条 農業部は認定農産物市場と全国の農産物の優

れる産地、加工基地との販売を確立することを支援する。需要に応じて認定市場管理人員への業務トレーニング、現地考察及び農産物の生産・販売の連結等活動を行う。認定農業資材市場の間の協力、交流、トレーニング及びプロモーション活動を行う。

第14条 農業部と省レベル農業行政主管部門は認定市場に市場建設と運営管理におけるコンサルティングを提供し、市場改造、拡大企画を策定し、管理制度を整備することを指導する。

第5章 認定市場への要求

第15条 認定市場は市場内の目立つところで「農業部認定市場」の許可証を掲示する。

第16条 認定市場は法律に従って経営すべき、積極的に県(市、区)レベル以上農業行政主管部門の業務指導を受け入れ、農業行政主管部門に農産物の生産・販売の連結、農業資材市場への法執行検査、産品品質への抜取検査等の日常監視を行う。

第17条 認定農産物市場は全国農産物卸売市場ネットワークに加入すべき、必要な設備と情報人員(A,Bさん)を配置する。取引期間において毎日の12時前に農産物取引価格と取引量等の情報を提供する。迅速的に市場流通において新たな状況と問題を反映する。認定農業資材市場の場合に農業部の要求に基づき迅速的に正確に農業資材価格への監視情報を提供し、農業資材品質、需要変化等の情報及び農業発展への新たな情報、問題を反映する。

第18条 認定市場は品質監視、管理制度を整備し、品質検査設備と人員を配置し、皮質検査を展開させ、産品品質を保証する。

第19条 認定市場の経営方法の変更、所有権あるいは市場名所の変更等の重大なことを発生する場合に、県あるいは市レベル農業行政主管部門に届出を提出することともに省レベル農業行政主管部門と農業部に届出を提出しなければならない。

第6章 認定市場への管理

第20条 県レベル以上の農業行政主管部門は認定市場の推薦と考察をしっかりと行うべき、認定市場の日常状況管理を強化し、管理制度を着実に実行、監督し、サービス施設を整備し、市場の改造を促進し、管理レベルを高める。

第21条 農業部は認定市場数のコントロール、動態管

理を実施する。認定市場の申請認定に2年ごと一度行い、認定市場資格見直しを5年ごと一度行う。資格見直しに合格する場合に、認定市場を認可し続ける。資格見直し過程において以下のようなことが見つかったら認定市場資格を取り消す。

(1)申請過程における詐欺行為、不正方法で認定市場資格を取得すること。

(2)営業休業あるいは経営方法の重大な変更、認定市場条件を満たさないこと。

(3)認定市場内農産物あるいは農業資材の品質問題、社会に悪影響を与えること。

(4)長期的に取引価格、取引量等の情報を報告しないこと。

第22条 認定市場資格が取り消された市場を農業部より通報し、三年以内当市場の新たな認定市場としての資格申請を禁止する。

第23条 省レベル農業行政主管部門が認定市場の経営状況を把握すべき、毎年の一月末までに省(区、市)認定市場の前年度の取引状況をまとめ、農業部と経済情報部に報告しなければならない。

第7章 附則

第24条 本規則では称する農業行政主管部門とは県(市)レベル以上人民政府に所属する農業、畜産、獣医、漁業等の行政主管部門を指す。

第25条 本規則は2011年より実施する。

农业部定点市场管理办法

第1章 総則

第一条为加强农业部定点市场管理,发挥定点市场的示范作用,制定本办法。

第二条本办法所称农业部定点市场(以下简称定点市场),是指具有全国性或区域性影响、占地面积和交易规模较大、具有较为完备的交易和辅助设施、运行管理规范、达到规定条件并经农业部认定的大中型农产品批发市场和农资批发市场。

第三条本办法适用于申报农业部定点的农产品批发市场、农资批发市场和已被农业部批准认定的定点市场。

第二章 申报条件

第四条农业部定点市场的申报与管理,坚持“自愿申报、考核认定、动态管理”的原则。

第五条申报农业部定点市场,应当具备以下条件:

(一) 农产品批发市场：

1、销地市场：市场位于非农业人口在 50 万以上的城市，所经营农产品主要满足本市城乡居民消费需要，且年交易额东部地区在 8 亿元以上，中部地区在 6 亿元以上，西部地区在 4 亿元以上，有完备的交易厅棚、质量检测、信息服务、安全监控、垃圾处理等基础设施；

2、产地卸壳市场：市场位于全国性或区域性优势农产品主产区，交通区位条件好，且年交易额东部地区在 2 亿元以上，中部地区在 1.5 亿元以上，西部地区在 1 亿元以上。

(1) 蔬菜批发市场：市场辐射范围内蔬菜播种面积达到 30 万亩以上，市场年交易量占当地蔬菜生产量的三分之一以上；

(2) 水果批发市场：市场辐射范围内水果种植面积达到 30 万亩以上，市场年交易量占当地水果生产量的三分之二以上；

(3) 畜禽批发市场：市场辐射范围内肉肉类或禽蛋总产量在 10 万吨以上，市场年交易量占当地畜产品生产量的三分之一以上；

(4) 水产品批发市场：市场所在地属于全国重要渔港或海淡水产品主产区，市场辐射范围内年产量在 10 万吨以上，年交易量占当地水产品生产量的三分之一以上。其他农产品市场参照上述原则执行。

3、农产品批发市场应当设立或者委托农产品质量安全检测机构，对进场销售的农产品质量安全状况进行抽查检测，自建机构的要配有相应的检测人员；抽查检测要列入常规工作，切实发挥作用。

4、市场具有较完善的农产品质量安全监管制度，包括市场准入制度、质量追溯制度、自检制度、检测结果公布与报告制度、不合格农产品处理制度等，对进入市场的农产品经营户和农产品实行严格的进入和退出机制。同时，市场应当配有农产品质量安全监管员专门负责各项制度的落实。

(二) 农资市场：

1、市场营业面积、常年入住市场的农资经营户有一定规模和数量，市场年交易额在 1 亿元以上。

2、市场具有较完善的内部管理规章制度和质量管理与控制制度，对进入市场的农资经营户和农资产品实行严格的进入和退出机制。

3、入住市场的农资经营户相对固定，各种证照合法齐全，营业人员具有必要的专业知识和技能；能够建立进货台账和销货台账，开具并保存完整的进货发票和销货发票，经营行为守法规范。

(三) 农产品市场正式运营一年以上，农资市场正式运营二年以上，经营业绩和社会信誉良好，无重大农产品质量安全事件和农资质量纠纷发生。

(四) 市场选址、建设符合国家和地方政府的有关规划及相关政策法规，交通便利，具备发展物流配送业务的基本条件。

(五) 市场具有独立的法人资格，市场产权明晰，用地手续齐备，管理机构健全，市场运行较为规范，交易秩序良好。

第三章 申报审批程序

第六条 申报农业部定点市场，应当向所在县（市、区）农业行政主管部门提出申请，并提交下列材料：

(一) 申请报告。包括市场建设相关背景、市场基本情况（市场名称、法人代表、市场占地面积、运行时间等）、市场投资规模、主要设施、经营范围、农产品质量安全监管制度建设及运行情况、上一年交易额，产地市场的辐射带动能力等；

(二) 营业执照及市场法定代表人的身份证明复印件；

(三) 市场建设用地的产权证书或租赁合同复印件；

(四) 市场副总经理以上领导层组成人员名单及身份证明；

(五) 内部各项管理规章制度文本复印件；

(六) 农产品批发市场自建机构证明或委托检测合同以及近三个月的检测记录；自建机构的需要提供检测人员名单。

(七) 其他需要说明的补充材料。

第七条 市场所在县（市、区）农业行政主管部门接到市场的申请报告后，负责对市场提交的申报材料进行初审并实地考察市场基础设施与经营状况，提出审核意见（对农资市场须会同工商行政管理部门提出审核意见），将符合申报条件的市场推荐上报省级农业行政主管部门。

第八条 省级农业行政主管部门接到县（市、区）农业行政主管部门推荐报告后，组织人员对申报定点的市场相关情况进行调查（对农资市场须会同当地工商行政管理部门），并将符合申报条件的市场推荐上报农业部。

第九条 农业部在省级农业行政主管部门推荐的基础上，组织力量对申报材料进行审核，对个别申报材料不清楚的市场，将组织实地核查。经过核查，对基本符合条件、拟认定为农业部定点市场的名单在农业部网站上公示 7 天，公示无误后，由农业部发文公布名单并授予定点市场匾

牌。

第四章定点市场的扶持

第十条农业部和省级农业行政主管部门加强对定点市场的工作指导，根据市场建设和发展需要，协调推动制定和实施有利于定点市场发展和规范运营的政策措施。

第十一条农业部和省级农业行政主管部门积极争取和协调国家政策性投资或贷款，支持定点市场建设与发展。

第十二条农业部加强对定点市场的信息服务，及时提供市场价格、有关市场运营和发展的政策、产销动态信息，促进定点市场间信息沟通和交流，帮助定点市场提高应对市场变化的能力。

第十三条农业部帮助定点农产品市场与全国农产品优势产区的生产、加工基地建立产销联系，并根据需要组织定点市场管理人员进行业务培训、开展实地考察及农产品产销衔接等活动；组织定点农资市场开展合作、交流、培训以及宣传推介等活动。

第十四条农业部和省级农业行政主管部门向定点市场提供建设与运营管理方面的咨询，指导制定市场改扩建规划，健全管理制度。

第五章定点市场的要求

第十五条定点市场应当在市场明显位置悬挂“农业部定点市场”牌匾。

第十六条定点市场应当依法经营并自觉接受所在县（市、区）以上农业行政主管部门的工作指导，配合和协助农业行政主管部门做好农产品产销衔接、农资市场执法检查、产品质量抽检等日常监管工作。

第十七条定点农产品市场应当加入全国农产品批发市场信息网，配备必要的设备和信息员（A、B角），交易期间坚持每天12点前报送农产品市场价格和交易量等信息，及时反映市场流通出现的新情况和新问题；定点农资市场应当按照农业部要求准确及时报送农资价格监测情况，反映农资质量、供求变化等可能影响农业发展的新情况、新问题。

第十八条定点市场应当健全质量监管制度，配备质量检测设施和人员，坚持开展质量检验检测，确保产品质量。

第十九条定点市场经营方向改变、产权主体或市场名称变更等重大事项发生时，应当及时向所在县或市级农业行政主管部门备案，同时抄报省级农业行政主管部门和农业部。

第六章定点市场的管理

第二十条县级以上农业行政主管部门应当认真做好定点市场的推荐和考察，加强对定点市场的日常管理，督促落实管理制度，完善服务设施，促进市场改造升级，不断提升管理水平。

第二十一条农业部对定点市场实行总量控制、动态管理。定点市场的申报认定工作每两年组织一次，定点市场复查工作每五年组织一次。对复查合格的，继续认定为定点市场。复查中发现有下列情况之一的，取消其定点市场资格：

- （一）申报过程中弄虚作假、骗取定点市场资格的；
- （二）市场停业或经营方向发生重大变化，不再符合定点市场条件的；
- （三）进入市场的农产品或农资产品存在严重质量安全问题并造成恶劣社会影响的；
- （四）长期不报送价格、交易量等信息的。

第二十二条定点市场资格被取消的单位，由农业部发文通报，该市场在三年内不得重新申报。

第二十三条省级农业主管部门应当掌握定点市场经营情况，每年1月底前将本省（区、市）定点市场上年度交易情况汇总后报农业部市场与经济信息司。

第七章附则

第二十四条本办法所指农业行政主管部门，是指县（市）级以上人民政府所属的农业、畜牧、兽医、渔业、农垦等行政主管部门。

第二十五条本办法自2011年起实施。

II 農産物流通システムに関する通達： 生鮮農産物の流通システム構築強化に 関する中国国務院弁公庁の意見

[内閣府官房 2011. 59号]

各省、自治区、直轄市の人民政府、国務院各部委、各直
属機構へ

我が国は生鮮農産物の生産と消費の大国である。生鮮農産物の流通システム構築を強化し、安定した供給・需要システムを提供、確保し、生産者と消費者の双方の利益を保つために、中国国務院の批准を得て、流通の促進及び消費の拡大に関する次の意見を提出する。

1、主要な目標

(1) 主要な目標。生産地から消費地であるスーパーマーケットまでのネットワークを完備することを重点とする。生鮮農産物流通インフラストラクチャーの整備を強化する。生鮮農産物の新たな流通システムを創出し、流通システムの組織化の程度を向上させ、流通ルートと市場の配置を整備し、流通途中の中間取引を削減し、流通コストを低減させ、高効率、スムーズ、安全、かつ秩序だった生鮮農産物流通システムを確立する。生鮮農産物の市場供給と価格の安定を保証する。

2、重要な任務

(2) 流通システムの計画、指導を強化し、市場の合理的な配置を推進する。全国の卸売市場の今後の発展方向に関する指導の条令を制定し、指導方針、発展目標、主要な任務と管理措置と政策を明確する。地方の人民政府の各担当は当地域の都市全体の規則や都市の商業販売網に基づき、その地域の農産物卸売市場、自由市場における生鮮農産物販売網の発展を計画し、段階的に合理的な市場配置、機能整備、競争力と秩序ある生鮮農産物市場のネットワークを形成する。

(3) 生鮮農産物流通の担い手を速やかに育成し、流通システムの組織化程度を向上させる。生鮮農産物販売従事者の法人化、規模拡大、ブランド化の拡大を推進する。流通企業の地域を跨いだ統合再編、投資協力を促し、企業の集中度を高める。大型の生鮮農産物流通企業、農業産業化のリーダーシップ企業、輸送企業と農民專業合作社およびその他の農業合作經濟組織を育成し、これらの組織規模を拡大し、市場競争力を高めることを支援する。

(4) 流通インフラ設備の建設に力を入れ、流通現代化のレベルを高める。生産地の生鮮農産物の予冷、等級付け、加工配送、冷蔵・冷凍、コールドチェーンシステム、包装貯蔵、電子決済、検査測定と安全監視などの施設建設に力を入れる。各種の投資家たちに農産物卸売市場と集贸市场、青空市場、住宅団地八百屋などの生鮮農産物の小売ネットワークを構築・改造することを促す。電子商取引を発展させ、e コマースの取引規模を拡大する。農産物卸売市場におけるセリ取引方法の導入を奨励し、農産物流通の技術開発を加速し、応用を推進する。

(5) 生産地と消費地の連結を強力に推し進め、流通の中間拠点を減らす。「農超对接（農家とスーパーの直接取引）」、「農校对接（農家から大学などの食堂への直売）」、「農卸对接（農家と卸売業者の直接取引）」を積極的に推進する。卸売市場、大規模なネットワークを有するスー

パーマーケットなどの流通企業、学校、ホテル、大企業などのエンドユーザーと農産物生産基地、農民專業合作社、農業龍頭企業などの生産者が長期の安定した産消連系関係を築き、取引における障壁と流通コストを減らし、連携の規模を拡大することを促進する。同時に、農産物生産基地、農業龍頭企業、農民專業合作社が直接に住宅地において農産物販売を行うことを支援し、人口が集中する住宅地において週末青空市場、朝市、夜市等の生鮮農産物の小売ネットワークを設けることを推進する。

(6) 農産物市場情報システムを強化し、生産と消費を指導する。部署間の連携を強化し、生産から流通、消費までの農産物情報ネットワークを整備し、野菜等の生鮮農産物供給・需要、品質、価格やその他の情報を公開し、市場監視、早期警戒と情報発信の仕組みを整備する。大都市の大型農産物卸売市場におけるリアル取引システムに繋がり、大都市と中型都市の生鮮農産物卸売市場の監視、警戒システムを強化する。

(7) 農産物備蓄、調達システムを整備し、緊急時のコントロール能力を確実に高める。重要な農産物の備蓄制度を設立、健全する。異なる地域の間での農産物の調達システムを整備する。都市部の人民政府が消費のニーズと季節の変わりに基づき、合理的に野菜の貯蔵、在庫数量等の情報を確実に把握し、緊急供給を保障すべき、農産物価格の暴落、暴騰を防止する。

(8) 品質管理、監視を強化し、厳格に市場アクセスの障壁を制御する。生鮮農産物の品質、安全のトレーサビリティシステムを速やかに構築する。さらなる証明書と請求書の購入と販売台帳システムを実施し、品質安全管理を強化する。生鮮農産物に対して、常に検査システムを設置し、サンプリング基準、検査手続き、検査結果の「三つの公開」を実現する。品質、安全の基準に満たさない生鮮農産物を法律によって害にならないように、或は監視部門の監視の下で処分する。

3、措置保障

(9) 納税政策を整備する。各地の人民政府が財政資金の投入を増加し、流通業の発展を支援する。株式への投資、所有権の買戻し、貸出、パブリックサービスなどの方法を通じて公益性の農産物卸売市場、農贸市场と自由市場を改造し、建設する。住民の基本的な生活需要を保証する。農産物の主要な生産地、集散地、消費地ではリーダーシップ機能、広範囲をカバーする大型農産物卸売市場と農産物加工配送センターを改造する。財政資金のモデルの役割を果たして、導き、民間資本を農産物流通

分野に導入し、規制する。農産物の流通税政策を整備し、野菜の流通途中の増殖税を免除する。

(10) 金融支援を強化する。金融機関が農産物の生産、加工、流通の金融サービスを重要な位置につけることを指導し、農業分野の金融に力を入れる。合理的に金融信用業務をペースに把握する。農産物販売業者等にプライマリ農産物を買取る資金を貸すサービスを提供する。農産物のサプライチェーンにおける川上、川下企業と農家への金融支援を強化する。地方における各種の農業分野への保証機関の役割を果たし、農家、農民專業合作社と中小企業の融資保証能力不足の問題を解決するに力を入れる。保険機構が生鮮農産物への保険業務、保険対象農産物を研究し、開発することを奨励する。企業、農民專業合作社と農家が農産物への保険加入を積極的に指導し、経済力のある政府が保険加入の費用に適切に財政手当を出す。

(11) 合理的に土地の使用を保障する。農産物卸売市場を建設する時に土地使用基準と商圈立地基準に基づき、土地提供の可能性を確保する。政府が投資し、開設した、収益目的ではない、公益性のある農産物卸売市場は株式原則によって、土地使用の手続きをし、土地使用用途と目的を変えることができない。

(12) 監督管理を強化する。生鮮農産物が卸売市場で取引する費用、又出店費用徴収に関する管理することを強化する。徴収項目を規制し、徴収項目料金を公開し、徴収料金の設定基準を下げる。政府が投資し、建設したあるいは株を有する卸売市場に関して、法律が定めた手続きに従って、関連徴収料金を地方政府が規定した項目リストに入れる。政府による指導価格あるいは政府が定める価格の管理を実行する。そして、コストの確保、薄収益といった原則に基づき徴収基準を承認する。農産物の投機行為を厳格に取り締まる。外資(外国企業)が大型農産物卸売市場を買収する場合には買収の手続きの妥当性をしっかり審査する

(13) 便利な輸送システムを提供する。農産物を輸送する「緑チャンネル」政策を厳格に執行する。生鮮農産物輸送の「緑チャンネル」ネットワークをスムーズに進める。生鮮農産物を合理的に積んで運ぶ車両の通行料金を免除する関連政策を徹底的に執行する。生産農産物配送車両が都市部までの通行と駐車のためのサービスを積極的に提供する。整備されていた大型都市と中型都市で国の強制推進した生鮮農産物専用輸送車を使用することを奨励する。

(14) 関連制度を改善する。標準化された農産物流通システムの構築を加速する。農産物品質の差別化、包装の標準化、表示の規格化、ブランド化を積極的に推進する。農産物卸売市場の入場許可システム改善、規格、監視、管理、政策等を強化する。農産物卸売市場の健全な発展のための制度的保障を提供する。

(15) 組織のリーダーシップを強化する。各地域の人民政府と関連部門は生鮮農産物流通システム建設を重要な国民生活プロジェクトとして、推進する。市場機能を十分に発揮した上で、政策面での支持を強化し、「菜藍子プロジェクト」の市長の責任を強化し、都市に生鮮農産物自給率を向上させる。農産物流通業界において組織の間の協力、サービスの役割を果たす。商務部、發展改革委員会、農業部は公安部、財務部、国土資源部、住宅都市農村建設部、交通輸送部、鉄道部、税務署、商品質量検査総局、銀行監査委員会、保障監査委員会、供銷総社等の部門との監査、指導を強化し、生産農産物流通システム建設の中で重大な問題を発見し、その問題を解決する方法を研究する。

國務院办公厅
二〇一一年十二月十三日

国务院办公厅关于加强鲜活农产品流通体系建设的意见 国办发〔2011〕59号

各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：

我国是鲜活农产品生产和消费大国。为加强鲜活农产品流通体系建设，建立平稳产销运行、保障市场供应的长效机制，切实维护生产者和消费者利益，经国务院同意，现提出如下意见：

一、主要目标

(一) 主要目标。以加强产销衔接为重点，加强鲜活农产品流通基础设施建设，创新鲜活农产品流通模式，提高流通组织化程度，完善流通链条和市场布局，进一步减少流通环节，降低流通成本，建立完善高效、畅通、安全、有序的鲜活农产品流通体系，保障鲜活农产品市场供应和价格稳定。

二、重点任务

(二) 加强流通规划指导，促进市场合理布局。制定全国农产品批发市场发展指导文件，明确指导思想、发展目标、主要任务和政策措施。地方各级人民政府要依据城市总体规划和城市商业网点规划，制定并完善本地区农产品

批发市场、农贸市场、菜市场等鲜活农产品网点发展规划，逐步形成布局合理、功能完善、竞争有序的鲜活农产品市场网络。

(三) 加快培育流通主体，提高流通组织化程度。推动鲜活农产品经销商实现公司化、规模化、品牌化发展。鼓励流通企业跨地区兼并重组和投资合作，提高产业集中度。扶持培育一批大型鲜活农产品流通企业、农业产业化龙头企业、运输企业和农民专业合作社及其他农业合作经济组织，促其做大做强，提高竞争力。

(四) 加强流通基础设施建设，提升流通现代化水平。加强鲜活农产品产地预冷、预选分级、加工配送、冷藏冷冻、冷链运输、包装仓储、电子结算、检验检测和实时监控等设施建设和改造。引导各类投资主体投资建设和改造农产品批发市场和农贸市场、菜市场、社区菜店、生鲜超市、平价商店等鲜活农产品零售网点。发展电子商务，扩大网上交易规模。鼓励农产品批发市场引入拍卖等现代交易模式。加快农产品流通科技研发和推广应用。

(五) 大力推进产销衔接，减少流通环节。积极推动农超对接、农校对接、农批对接等多种形式的产销衔接，鼓励批发市场、大型连锁超市等流通企业，学校、酒店、大企业等最终用户与农业生产基地、农民专业合作社、农业产业化龙头企业建立长期稳定的产销关系，降低对接门槛和流通成本，扩大对接规模。多措并举，支持农业生产基地、农业产业化龙头企业、农民专业合作社在社区菜市场直供直销，推动在人口集中的社区有序设立周末菜市场及早、晚市等鲜活农产品零售网点。

(六) 强化信息体系建设，引导生产和消费。加强部门协作，健全覆盖生产、流通、消费的农产品信息网络，及时发布蔬菜等鲜活农产品供求、质量、价格等信息，完善市场监测、预警和信息发布机制。联通主要城市大型农产品批发市场实时交易系统，加强大中城市鲜活农产品市场监测预警体系建设。

(七) 完善储备调运制度，提高应急调控能力。建立健全重要农产品储备制度。完善农产品跨区调运、调剂机制。城市人民政府要根据消费需求和季节变化，合理确定耐贮蔬菜的动态库存数量，保障应急供给，防止价格大起大落。

(八) 加强质量监管，严把市场准入关口。加快鲜活农产品质量安全追溯体系建设，进一步落实索证索票和购销台账制度，强化质量安全监管。建立鲜活农产品经常性检测制度，实现抽检标准、程序、结果“三公开”，对不符合质量安全标准的鲜活农产品依法进行无害化处理或者监督销毁。

三、保障措施

(九) 完善财税政策。各级人民政府要增加财政投入，通过投资入股、产权回购回租、公建配套等方式，改造和新建一批公益性农产品批发市场、农贸市场和菜市场，保障居民基本生活需要。在农产品主产区、集散地和主销区，升级改造一批带动力强、辐射面广的大型农产品批发市场和农产品加工配送中心。发挥财政资金引导示范作用，带动和规范民间资本进入农产品流通领域。完善农产品流通税收政策，免征蔬菜流通环节增值税。

(十) 加强金融支持。鼓励和引导金融机构把农产品生产、加工和流通作为涉农金融服务工作重点，加大涉农贷款投放力度。合理把握信贷投放节奏，为农产品经销商等集中提供初级农产品收购资金，加强对农产品供应链上下游企业和农户的信贷支持。发挥地方各类涉农担保机构作用，着力解决农户、农民专业合作社和小企业融资担保能力不足问题。鼓励保险机构研究开发鲜活农产品保险产品，积极引导企业、农民专业合作社和农民投保，有条件的地方可对保费给予适当财政补贴。

(十一) 保障合理用地。农产品批发市场建设要符合土地利用总体规划和商业网点规划，优先保障土地供应。对于政府投资建设不以盈利为目的、具有公益性质的农产品批发市场，可按作价出资(入股)方式办理用地手续，但禁止改变用途和性质。

(十二) 强化监督管理。加强对鲜活农产品市场进场费、摊位费等收费的管理，规范收费项目，实行收费公示，降低收费标准。对政府投资建设或控股的农产品市场，可以按法定程序将有关收费纳入地方政府定价目录，实行政府指导价或政府定价管理，并依据保本微利的原则核定收费标准。严厉打击农产品投机炒作。做好外资并购大型农产品批发市场的安全审查工作。

(十三) 提供运输便利。严格执行鲜活农产品运输“绿色通道”政策，保证鲜活农产品运输“绿色通道”网络畅通，坚决落实免收整车合法装载运输鲜活农产品车辆通行费的相关政策。积极为鲜活农产品配送车辆进城提供畅通便捷有序的通行和停靠条件，鼓励有条件的大中城市使用符合国家强制性标准的鲜活农产品专用运输车型。

(十四) 健全相关制度。加快农产品流通标准体系建设，推进农产品质量等级化、包装规格化、标识规范化、产品品牌化。抓紧研究完善农产品批发市场的准入、布局、规划、监管和政策促进等问题，为农产品批发市场健康发展提供制度保障。

(十五) 加强组织领导。地方各级人民政府和有关部门要把鲜活农产品流通体系建设作为重要的民生工程加以推进，在充分发挥市场机制作用的基础上，加大政策扶

持力度。强化“菜篮子”市长负责制，切实提高大中城市鲜活农产品自给率。充分发挥农产品流通行业组织的协调和服务作用。商务部、发展改革委、农业部要会同公安部、财政部、国土资源部、住房城乡建设部、交通运输部、铁道部、税务总局、质检总局、银监会、保监会、供销总社等部门和单位加强督查和指导，及时研究解决鲜活农产品流通体系建设中的重大问题。

国务院办公厅

二〇一一年十二月十三日

付記

本稿は JSPS 二国間交流事業共同研究「高効率青果物流通システムの構築に関する日中両国間比較研究」の研究成果の一部である。

低タンパク質摂取時の Fischer 系雌ラットの腎臓石灰化に及ぼす
飼料中リン量および脂肪量の影響について

大塚静子*, 青山美子**, 渡辺修弘**, 梶原智子**, 阿左美章治*, 北野隆雄***

*東京聖栄大学健康栄養学部管理栄養学科, **天然素材探索研究所,

***熊本大学大学院生命科学研究部公衆衛生学分野

要旨 英文

We studied whether differences in the quantities of phosphorus (P) and fat in a low-protein diet affect kidney calcification in rats. Four-wk-old, female Fischer rats were fed one of the following diets ad libitum for 40 days. The six experimental diets contained 10% protein, 0.28% P (equivalent to the level of P in the AIN-93G diet), 0.52% calcium (Ca) and 5, 10 or 20% oil, or 10% protein, 0.4% P (equivalent to the level of P in the AIN-76 diet), 0.52% Ca and 5, 10 or 20% oil. The standard diet group was fed a diet containing 0.40% P, 0.52% Ca and 5% oil with 20% protein. After feeding the rats the respective diet for 40 days, they were anesthetized with Nembutal. Among rats that were fed a low-protein (10% protein) diet, reducing the quantity of P in the low-protein diet from 0.40% to 0.28% reduced kidney calcification. In addition, increasing the intake of fat aggravated kidney calcification. Thus, it was revealed that calcification of kidneys that occurred in rats fed the AIN-76 purified diet (AIN-76) was affected by the quantities of P and fat in the feed.

要旨 和文

低タンパク質投与時の飼料中リン(P)量の低下と脂肪量の変化が、腎臓石灰化に及ぼす影響を明らかにする目的で Fischer 系 4 週齢雌ラットを用い 40 日間の実験を行った。試験群は AIN-76 精製飼料を基本としタンパク質量 10% で Ca 濃度 0.52%、P 濃度を 0.28% (AIN-93G 相当) と 0.40% (AIN-76 相当) の 2 段階に調整し、脂肪濃度はそれぞれ 5, 10, 20% の 3 段階に調整した。標準飼料群として腎臓石灰化を生じるとされる AIN-76 相当のタンパク質 20% で Ca 濃度 0.52%、P 濃度 0.40%、脂肪濃度 5% を調整した。10% タンパク質摂取群で P 量と脂肪量の影響について検討した結果、飼料中 P 量を 0.40% から 0.28% に低下させることによって腎臓石灰化が改善することが明らかになった。また、脂肪の摂取量増加により腎臓石灰化は亢進した。故に AIN-76 精製飼料によって生じる腎臓の石灰化は飼料中 P 量と摂取脂肪量の影響を受けることが明らかとなった。

日本食生活学会 第53回大会 (平成28年11月26日)

速醸法による黒大豆を用いた豆味噌の抗酸化活性について

片山佳子 松谷栄里 栗林早紀

東京聖栄大学健康栄養学部

要旨

【目的】H25年に市販品味噌33種類を、H26年には品種別大豆味噌を試醸し分析した。そこでH27年度は、より抗酸化活性の高い味噌を作ることを目的として、4種類の黒大豆(北海道産光黒、岡山県産丹波黒豆、長野県産玉大黒、岩手県産雁喰い豆)を用いて豆味噌を試醸し、それらの抗酸化活性について検証した。

【方法】(1)アミノ酸分析：高速アミノ酸分析計(HITACTI、L-8800)で測定した。(2)色の濃さの測定：メラノイジンの指標として色の濃さを分光光度計にて430nmの吸光度を測定し、その値に希釈倍率を乗じて算出した。(3)抗酸化活性測定：ラジカル消去能の測定はDPPH法により行った。またDPPHラジカル消去能はTrolox相当量として算出した。

【結果および考察】遊離アミノ酸量はすべての味噌において増加がみられた。旨味成分であるグルタミン酸も14~28倍に増加し、熟成が順調に進んだことが示唆された。抗酸化性アミノ酸の値は6~10倍の増加を示し、中でも分岐鎖アミノ酸は6倍~11倍の増加がみられた。メラノイジンの指標である色の濃さは、約2~3倍の増加がみられ、どの味噌も褐色物質のメラノイジンが増加していることが示唆された。抗酸化活性は、すべての味噌において約4~5倍の増加がみられ、分岐鎖アミノ酸を含む抗酸化性アミノ酸およびペプチドの増加、また強い抗酸化力で知られているメラノイジンの増加が大きく関与していることが考えられた。

再録 口頭発表

日本ナサニエル・ホーソーン協会 第34回全国大会

Blasphemies to Be Veiled: The Veiled Theme Conveyed from “The Minister’s Black Veil” to *Moby-Dick*

Maki Ueshiba (Tokyo Seiei College)

In my presentation I try to demonstrate that the Reverend Hooper in “The Minister’s Black Veil” is a Quaker clergyman. For one thing, the chapel where he prays is called “Milford meeting-house” rather than Milford chapel. A Quaker’s chapel is sometimes described as a meeting-house. Moreover, the Congregationalists of the meeting-house in the “Minister’s Black Veil” often “quake” when they listen to Mr. Hooper preach. My presentation therefore presumes that Mr. Hooper could be a Quaker clergyman.

The Quaker Isaac Pennington said in 1651, “As people love themselves too much to discriminate their inside evils from other attributes, and then they cannot bear even being pointed out them by others.” Pennington left many pamphlets and books in order to establish the Quaker’s theology. As Pennington himself might have believed, Hooper’s Congregationalists in the short story always fear being exposed for their “secret sin.” Mr. Hooper’s black veil must symbolize their fear for their own “secret sin.”

Melville’s *Moby-Dick*, the narrative often portrays Quaker attributes because the Nantucket whalers are often Quakers. Captain Bildad and Peleg in Chapter 16 are defined as Quakers. Captain Ahab and Ishmael are not expressly identified as Quakers, but some context of the novel suggests that Ahab is a member of that religion. In the middle of chapter 16, for example, Ishmael offers a general commentary about the Quaker character. He suddenly changes the portrait of the general character of a Quaker coming from Nantucket to one of the tragic hero. He describes, “all men tragically great are made so through a certain morbidness.” If this analysis might apply to Captain Ahab contextually, Ahab could be a Quaker as well as Starbuck. Isaac Pennington also said, “a man is a prisoner because his understanding is fettered, his consciousness is locked and his character and his disposition are bound.” This recognition possesses a specific affinity for Ahab’s perception of self. He says in chapter 36, “if man will strike, strike through the mask! How can the prisoner reach outside except by thrusting through the wall?” The word “prisoner” seems to imply the Quaker’s perception of self.

According to the biographical information, Nathaniel Hawthorne and Melville met on an the excursion to Monument Mountain in August of 1850. On the excursion, Melville and Oliver· Wendell· Holmes debated on the superiority of English novelists to American ones. Melville argued that American writers could be compared favorably with English writers. Two weeks later he submitted an essay to *the Literary World* lauding Hawthorne’s works as achievements equivalent to those of William Shakespeare. Sophia Hawthorne wrote to Evert. A. Duyckinck expressing appreciation for Melville’s understanding of her husband’s works. She admired *Moby-Dick*, too. Nathaniel also admired it, although the letter evidencing his admiration disappeared. Thus, Sophia and Nathaniel Hawthorne had a positive relation with Herman Melville in the early 1850s.

再録 口頭発表

日本食生活学会 第52回大会 (平成28年6月4日)

速醸法による黒大豆を用いた豆味噌の性状について

片山佳子 栗林早紀 松谷栄里

東京聖栄大学健康栄養学部

要旨

【目的】H25年に市販品味噌33種類を、H26年には品種別大豆味噌を試醸し分析した。そこでH27年度は、より抗酸化活性の高い味噌を作ることを目的として、4種類の黒大豆(北海道産光黒、岡山県産丹波黒豆、長野県産玉大黒、岩手県産雁喰い豆)を用いて豆味噌を試醸し、それらの成分分析を行った。

【方法】タンパク質量および水溶性窒素の測定はケルダール法、ホルモール窒素はホルモール滴定法、脂質はソックスレー抽出法、全糖および直接還元糖はソモギー・ネルソン法にて行った。官能評価は香り、風味、塩味、後味、総合評価の5項目を7点評点法で評価し、分散分析法による検定を行った。

【結果および考察】6ヶ月目において、水分量は、やや減少傾向を示し、その分塩分量は上昇したが、市販品よりも低い値を示した。pHは下降傾向を示し、乳酸発酵が順調に進行していることが示唆された。酸度は上昇傾向を示し、有機酸やアミノ酸が増加したと考えられた。たんぱく質量は、大きな変化は見られなかった。色差L値は、どの味噌も下降傾向を示し、a値は、どの味噌も上昇傾向を示し、b値においては特に玉大黒の黄色みが増加した。官能評価では、市販品よりも玉大黒、雁喰い豆、丹波黒豆が好まれ、特に玉大黒は市販品との間で有意差が認められた($p<0.01$)。このことより、黒大豆でも官能評価の高い美味しい味噌が製造できることが示唆された。

再録 ポスター発表

日本家政学会 第68回大会

ネーム (タイ発酵ソーセージ) の調製方法の検討

荒木裕子 山本直子 石垣貴志 関川歩美 丸井正樹

東京聖栄大学健康栄養学部

要旨

【目的】ネームとはタイの発酵ソーセージである。ネームは乳酸発酵により、微生物の繁殖を抑制しており、生食可能であることが大きな特徴である。本研究ではより安全で品質の安定したネームを調製することを目的として、条件の異なるネームを調製し、調製条件によるネームの安全性および品質について検討した。

【方法】試験試料として、基本材料のみの自然発酵ネームと発酵助剤としてヨーグルト、グルコン酸、肉用乳酸菌を添加した4種のネームを調製し、発酵4日間の一般生菌数、大腸菌群、乳酸菌数およびpHを経時的に測定した。

【結果】自然発酵区ではpHの低下は見られたが、大腸菌群が十分に抑制されなかった。ヨーグルト添加区、乳酸菌添加区では乳酸菌が生成する乳酸によってpHが低下し、大腸菌群が抑制された。グルコン酸添加区では4%添加のものは即時にpHが低下し、大腸菌群は強く抑制されたが、酸によるタンパク質変性が見られた。自然発酵区では十分に抑制されなかった大腸菌群がヨーグルト添加区、グルコン酸添加区、乳酸菌添加区において抑制されていることから、ネームを安全に調製するための助剤としてヨーグルト、グルコン酸、乳酸菌は有効であることが示唆された。

再録 ポスター発表

日本家政学会 第68回大会 (平成28年5月29日)

落花生薄皮茶の抗酸化活性について

片山佳子 外山剛之

東京聖栄大学健康栄養学部

【目的】落花生は、様々な用途に使用され消費されているが、その加工工程において、薄皮は多量の産業廃棄物となる。しかし、落花生薄皮にはポリフェノールであるレスベラトロールが多く含まれていることから、高い抗酸化作用を持つと考えられる。そこで本研究では、この多量に廃棄されてしまう薄皮をお茶のような飲料として利用できないかと考え、ポリフェノール量および抗酸化活性を測定するとともに、官能評価による嗜好性を分析することを目的とした。

【方法】落花生薄皮 1g に抽出温度(80,85,90,95,100°C)を変えた水 200mL で 20 秒間抽出したものを試料液とした。ポリフェノール量の測定は、Folin-Denis 法にて行った。抗酸化活性はラジカル消去能を DPPH 法で測定し、Trolox 相当量として算出した。嗜好型官能評価は、外観、香り、味、苦味、総合評価の 5 項目を 5 点評点法により評価し、分散分析法により検定を行った。

【結果】ポリフェノール量と抗酸化活性は、抽出温度が高くなるにつれて高い値を示し、抽出温度 100°C が最も高い結果となった。これは水溶性の抗酸化物質であるポリフェノールが多く溶出されたためと考えられた。また、ポリフェノール量が多いほど高い抗酸化活性を示したことから両者には高い相関性があり、落花生薄皮茶の抗酸化活性の主体はポリフェノールであることが考えられた。官能評価は、当初、高温抽出では薄皮の渋味が懸念されたが高温の 100°C 抽出が総合的に好まれた。このことから落花生の薄皮茶は高い抗酸化活性をもつ飲料として利用できることが示唆された。

再録 ポスター発表

日本調理科学会 平成 28 年度大会 (平成 28 年 8 月 29 日)

イチゴジャムの退色と抗酸化活性について

片山佳子 米尾香澄

東京聖栄大学健康栄養学部

要旨

【目的】イチゴに含まれるアントシアニンには抗酸化活性の他に視覚改善機能、ガン予防効果があるが、不安定な物質で様々な条件によって影響を受け速やかに退色する。そこで、本研究では国産冷凍イチゴ静岡産「あきひめ」をクエン酸のみを添加、ペクチンのみを添加、両方添加したものの三種類のジャムを製造し、それぞれを 5°C、35°C で保存し、それらの糖度、pH、色差、抗酸化活性の経時的変化を調べ、アントシアニン色素の退色に伴う抗酸化活性の変化を分析することを目的とした。

【方法】糖度の測定は糖度計(ATAGO, PAL-J)を、pH の測定は pH メーター(HORIBA, F-51)を、色差の分析は色差計(コニカミノルタ, Color Reader CR-13)を使用し測定した。抗酸化活性測定は、ラジカル消去能の測定を DPPH 法により行い、また、DPPH ラジカル消去活性は Trolox 相当量として算出した。

【結果】糖度は 5°C で変化があまり見られなかったが、35°C では緩やかに上昇した。pH は、どの試料においても大きな変化は見られなかった。色差において L 値は 5°C、35°C のどちらも暗さ増加しており、a 値は 35°C で赤みが薄くなり、b 値はどちらの保存温度でも黄色みが増加していることが示唆された。抗酸化活性は、原料からジャム製造時に活性は減少したものの、高い活性が残存していた。88 日後の 5°C で僅かに減少し、35°C では多少の減少が見られた。このことから、ジャムの保存は光の影響だけでなく、保存温度でも影響を受けることが明らかとなった。また、35°C で保存すると大幅にジャムの色は退色するが抗酸化活性はそれほど減少せず、退色と抗酸化活性は直接関係していないことが示唆され、イチゴジャムは有効な抗酸化食品であることが明らかとなった。

The 13th International Congress on Obesity

Acute Effects Of Monounsaturated (Oleic Acid) And Saturated (Palmitic Acid)
Dietary Fats On 24hour Energy Metabolism

Katsuhiko Yajima* Kaito Iwayama** Insung Park Akira Ando Ayane Ogawa**
Hitomi Ogata** Kumpei Tokuyama**

*Department of Administrative Nutrition, Faculty of Health and Nutrition, Tokyo Seiei College

**Division of Sports Medicine, Graduate School of Comprehensive Human Science, University of Tsukuba

要旨

Aim of the present study was to examine acute effects of monounsaturated (oleic acid: OA) and saturated (palmitic acid: PA) dietary fats on 24hour energy metabolism. Eight males participated two sessions of indirect calorimetry in a whole-room calorimeter. In each session, subjects consumed high-oleic acid diet (HOAD: 42% of energy as fat, 57.6% as OA, 7.8% as PA) or high-palmitic acid diet (HPAD: 42% of energy as fat, 37.6% as PA, 41.6% as OA) in three meals. Core body temperature was monitored using an ingestible telemetry pill systems. Significantly respiratory quotient was decreased and fat oxidation was increased after breakfast and lunch in HOAD condition compared with those of HPAD. Fat oxidation over 24hour was also enhanced ($P=0.08$) in HOAD, suggesting a decreased fat accumulated from dietary fat. The present results suggest that a diet rich in saturated fatty acid stimulates body fat accumulation compared with that rich in monounsaturated fatty acid. It has been shown that a diet rich in saturated fatty acid delays biological clock. Although diurnal rhythm of core body temperature of some subjects was delayed by HPAD condition, the difference did not reached a statistical significant level.

平成28年度 東京聖栄大学紀要編集委員会

委員長 伏脇裕一
副委員長 筒井知己
委員 橋場浩子、丸井正樹、荒木裕子、岡田弘、大塚静子、星野浩子
福田亨、風見公子

東京聖栄大学紀要第8号に表記の誤りがありました。

裏表紙

誤 No.8、March、2016

正 No.8、January、2016

東京聖栄大学
紀要 第9号

平成29年 3月 1日 発行

編集兼発行 東京聖栄大学
紀要編集委員会

発行所 東京聖栄大学
東京都葛飾区西新小岩1-4-6
TEL 代表 (03)3692-0211

印刷所 (株)研恒社

ISSN 1883-2911

**MEMOIRS OF
TOKYO SEIEI COLLEGE**

No.9, March, 2017



TOKYO SEIEI COLLEGE